

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会

1. 事業方針

令和6年は、新年初日に能登半島地震が発生し、災害ボランティアセンターを中心とした社会福祉協議会による被災世帯への支援がスタートしました。東日本大震災以降、度重なる災害に際し、市町村社協が立ち上げる災害ボランティアセンターは、発災後の被災支援はもとより、生活再建を目指す被災者に対し、地域支え合いセンターへと移行して寄り添った相談支援が各地で進められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥った世帯の回復は、物価高騰等の影響によりまだその途上にあって、継続的な支援が必要な状況となっています。

令和6年度における本会の事業推進は、逗子市防災計画の見直しに合わせ、昨年度から重点的に取り組んでいるボランティアセンターの新たな事業運営と災害ボランティアセンターの機能強化を目指します。そして、コミュニティソーシャルワークの展開により、さまざまな個別課題を地域住民や多機関と連携して解決を目指すネットワークを構築し、地域共生社会の実現に向けたより具体的な実践を図ります。

また、BCP（事業継続計画）を策定し、有事の際も事業継続が可能となる体制維持を目指します。

2. 重点取組事項

地域福祉推進係

・コミュニティソーシャルワーク※(1)の体制整備

コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図り、市民一人ひとりに寄り添って複数の生活課題により、制度の狭間や既存事業では対応困難な事案の解決に取り組むとともに、分野を超えて、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、取組の強化を図ります。

・災害ボランティアセンターの体制整備

多発する自然災害に対し、災害発生時の初動対応をはじめ、必要な対策が遅滞なく実践できるよう災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けて検討を進めるとともに、生活再建に向けた生活相談支援の体制整備に努めます。

・ボランティアセンター機能の強化

地域福祉やボランティアに関する課題に即したテーマ型の地域づくり・人づくりを行うボランティアセンターとして、ボランティア活動者や関係機関等と共に「ボランティアセンター運営委員会」を刷新し協議を進めます。そして、地域の生活課題や福祉課題の検討・整理と、その具体的解決に向けたアプローチ（多様な主体による協働実践）を行い、市民活動団体や他機関・他分野とのネットワークの構築、また福祉の関心層やボランティアの担い手の増強を目指します。

地域生活支援係

・総合相談の強化・整備

総合相談の本質を見極め、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、複雑化・多様化した生活課題と向き合える専門性の強化と体制を整備します。

・関連機関によるネットワークの構築

本会のみでは課題解決に至らないケースに対応できるよう、様々な機関と連携し解決に導けるよう、ネットワークの構築に努めます。

さくら貝サービス事業所

・事業継続計画の訓練と見直し

大規模災害や感染症拡大等による有事においても支援が継続できるよう、策定した事業継続計画に基づく訓練と計画の随時見直しを実施します。

・個別支援対応力の強化

個別支援におけるスーパービジョンや事例検討を継続的に実施し、相談援助技術・介護技術の向上を図ります。また、研修等への積極的な参加による自身のスキルの振り返りを実施し、その向上に努めます。

・事業所内の職員体制整備の推進

職業倫理を常に意識し、適切なサービス提供が継続して実施できるよう人員体制を含めて支援体制を強化します。

・ヒューマンエラー0を目指す

サービス提供における苦情や事故についてその原因の分析をし、再発防止検討を事業所内で検討することを徹底し、それによる効果を事業所内全体で評価します。

・地域ケアへの視点強化

社会福祉協議会が運営をする事業所であることを意識し、高齢化率の高い地域の特性を踏まえた在宅ケアの提供や、地域住民への介護予防的ケアの提供・伝達を行うことで安心して高齢期を送れる地域づくりを関係部署と協働して目指します。

・家族ケアへの視点強化

要介護高齢者を取り巻く家族環境の変化等に対応する能力を強化するため、家族システムの理解を深め、家族アセスメント能力の向上を図ります。

・新たな拠点の確保推進

法人本部の拠点移転が予定されている中、事業所の新拠点の機能協議を進め、適した拠点確保を検討します。

地域包括支援センター

・総合相談窓口の強化

身近な住民の相談窓口として、住民が相談しやすい場所として周知され、総合的な相談が受けられるように職員の専門性を高めます。

・重層的支援体制整備における相談支援包括化推進員の機能の充実

支援困難事例等について、法人内の関係部署とカンファレンスを実施し、一体的に支援に取り組みます。また、支援経過や地域課題について関係部署と情報を共有します。

- **事業継続計画の訓練と見直し**

大規模災害や感染症拡大等による有事においても支援が継続できるよう、策定した事業継続計画に基づく訓練と計画の随時見直しを実施します。

企画総務係

- **コンプライアンス遵守による法人運営**

関係法令の改正や実務の現状に対応して、業務手順の変更や規程の改正等を適時進めます。また、労務関係の課題や法令の変更等、様々な事案に対し、社会保険労務士や弁護士等からアドバイスを受け、迅速に対応します。

- **業務環境の整備**

各部署、各職員が効率的に業務を遂行し、事業目標が達成できるために、ICTの活用や業務手順の見直し、職場環境の整備などを進めます。

実施計画

逗子市地域福祉計画の理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の具体化を目指す逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画（2023～2030年度）に基づき、令和6年度においては、次のとおり事業に取り組みます。

地域福祉活動推進部門 地域福祉推進係

1 コミュニティソーシャルワーク活動推進事業

(1) 個別課題の把握・分析と地域連携の推進

多問題や複雑な生活課題を把握・分析し、地域住民や専門職等との連携による課題解決を目指します。

(2) 逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画の進捗管理

逗子市と本会で一体的に策定している「逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画」の2年目となり、逗子市と協働し進捗管理を行います。

(3) 地域福祉推進部会の運営

担当理事で構成する部会を開催し、「逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画」の遂行と各地区の地域福祉活動について協議します。

(4) 各地域における地域福祉活動の仕組みづくり及び支援

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）として、地域資源の把握・分析・開発、ネットワーク構築、各種担い手の養成・発掘、ニーズ対応活動を行います。

また、地域安心生活サポート事業を核として、地域包括支援センターの日常生活圏域や小学校区域及び民生委員児童委員協議会区域など、区域ごとの特性に応じた地域福祉の活動・仕組みを拡充し、更なる推進を図ります。

① 地域における支え合いの仕組みの推進や支え合い活動の支援

ア 支援が必要な人に対する地域での見守り活動

イ 電球の付け替え・物の移動など日常生活上の簡単なニーズ支援活動

ウ 多世代を意識した地域交流の居場所、またイベントの開催

エ 地域生活課題の解決に向けた地域の仕組み（相談機能・居場所）づくり

② 地域における通いの場（サロン）の推進・運営支援

ア 体操指導や音楽指導等の介護予防講座への講師派遣

イ 運営方法についての総合的なコーディネート

ウ サロン情報冊子の発行

③ 福祉の啓発、意識醸成講座の開催

ア 地域支え合い学習会の開催

イ その他、地域状況に応じた学習会等の開催

④ 社会資源の把握・開発（データ管理、情報収集、更新）

2 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動の推進

逗子市関係部署、ボランティア関係団体などとの連携を通して、ボランティア活動事業を充実させ、相談支援・コーディネート・啓発活動・情報収集・連絡調整を行います。

- ① ボランティア（個人・団体）の育成支援
 - ア 登録ボランティアの育成及び活動支援
 - イ ボランティア情報の発信

- ② ボランティアニーズの相談対応及びコーディネート

(2) ボランティア活動、福祉の担い手育成講座の開催

- ① ボランティア啓発・担い手育成講座の開催

ボランティアの普及啓発や担い手育成、またボランティア団体の活動支援を目的として、各種講座等を開催します。

- ② 手話奉仕員養成講習会の開催

聴覚障がい者福祉への理解を広げることを目的として、初めて手話を学ぶ方を対象に入門課程の講習会を逗葉手話講習会講師団の協力を得て、葉山町社会福祉協議会と共催で開催します。

(3) 福祉教育の推進

- ① 小中学校での福祉学習

子どもたちへ福祉の理解を深める体験や学びについて、市内の小中学校と連携して、当事者・ボランティア等の協力のもと実施します。また学校実践プロジェクトを組織して、福祉授業の検討・実践を行います。

- ② 中高生のボランティア体験プログラム

「サマースクール」の実施により、福祉施設の体験の機会を作ります。

- ③ 多様な主体による協働実践プロジェクトの実施

有志の地域活動者や福祉の専門職等によるプロジェクトを組織し、福祉の啓発や地域生活課題の解決アプローチの検討・実践を行います。

(4) 災害ボランティアセンター事業

災害に関する講座・訓練等の開催や各地域における防災の取り組みの協力・支援を行います。また、被災者の復興再建に向けた取り組みについて協議検討を行います。

(5) イベント保育サポーター派遣事業（逗子市からの一部受託事業）

市内で開催される講演会・会議・催し物等の場において、乳幼児の一時保育（託児）を行い、子育て中の方に対する子育て支援及び社会参加を推進します。

(6) 福祉団体等財政支援

福祉関係団体やボランティア団体等に対して、助成金を交付します。また、障

がい者団体のイベント活動支援助成、ボランティア連絡協議会等への活動支援助成を行います。

- ① 各種福祉関係団体活動支援
- ② ボランティア団体活動支援
- ③ その他団体等活動支援

(新) (7) ボランティアセンター運営委員会の開催

ボランティア活動者や関係機関等と共に「ボランティアセンター運営委員会」を開催し、ボランティアに関わる事業の把握・分析を行います。またボランティア活動・福祉教育活動に関わる課題を整理し、解決に向けた取り組みを検討します。

※上記の1 コミュニティソーシャルワーク活動推進事業、2 ボランティアセンター事業は、逗子市からの委託事業である生活支援・介護予防サービス体制整備事業、地域福祉推進事業、介護予防普及啓発・地域活動支援事業を包含して実施します。

3 当事者・当事者団体支援活動

(1) 家族介護者支援事業（逗子市からの受託事業）

在宅で家族を介護している方を対象に、家族介護者教室の開催により、介護に必要な知識・技術の習得及び相互交流を行います。

(2) フレンドリーヘルパー派遣事業

市内在住の高齢者や乳幼児を子育て中の家庭で、一時的又は継続的に家事支援等を必要とする方を対象に、本会会員の互助事業として、日常の家事援助サービス等を実施します。

(3) あゆむサービス事業

一時的又は継続的に家事援助等を必要とする65歳以上の要支援・事業対象者の方に対し、家事援助等のサービスを提供します。また、介護予防・日常生活支援総合事業における「住民主体による訪問型サービス事業」のサービス提供団体として逗子市と協議しながら住民ニーズに即したサービス提供の実施に努めます。

(4) ひとり暮らし高齢者訪問事業（逗子市からの受託事業）

おおむね65歳以上の単身高齢者世帯を訪問し、心身の状態並びにその生活状況及び家族状況の実態を把握するとともに、生活上、介護上の相談及び助言等を行います。

4 広報・普及啓発・会員制度

(1) 広報紙の発行

広報紙「さくら貝」を隔月発行し、本会活動内容を周知します。

(2) ホームページ・インスタグラム等の運用

ホームページ・インスタグラム等のインターネット情報媒体を活用し、本会の活動内容をより効果的に情報提供します。

(3) 事業広報による本会への理解促進

グッズ販売等により本会事業等の周知を図り、理解促進、協力者の増加を目指します。

(4) 本会会員制度

自主財源の充実に向け、引き続き会員の拡大及び増強に努めます。

5 体験学習施設親子スペース等運営事業（逗子市からの受託事業）

(1) 体験学習施設親子スペース等に係る事業

① 親子遊びの場運営事業

② カフェ事業

③ 情報事業

自立支援事業部門 地域生活支援係・さくら貝サービス事業所・地域包括支援センター

1 日常生活自立支援事業（神奈川県社協からの受託事業）

(1) 逗子あんしんセンター

逗子市内にお住まいで、知的障がい・精神障がい・身体障がいのある方、認知症高齢者、日常生活に支援や介護を必要とする高齢者等を対象に、地域の中で安心した生活ができるよう支援することを目的として、次のサービスを実施します。

- ① 福祉サービス利用援助
- ② 日常金銭管理サービス
- ③ 書類等預かりサービス
- ④ 契約締結審査会
- ⑤ 局内カンファレンス

(2) 弁護士相談

(3) 広報・啓発

2 成年後見事業

(1) 法人後見事業

判断能力の不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、身上監護を中心とした日常生活支援を成年後見人等として実施します。

- ① 法定後見業務
- ② 法人後見事業運営委員会

(2) 成年後見事業に関連する業務

成年後見制度の相談、普及啓発を行います。また、地域における専門職とのネットワークについて検討します。

- ① 成年後見制度に関する相談
- ② 成年後見制度の普及啓発

3 生活困窮者自立相談支援事業（逗子市からの受託事業）

生活困窮をはじめとする様々な生活課題に対し、相談者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を自立・就労支援等の専門機関と連携して実施します。また、住居確保給付金に関する相談対応を実施します。

4 家計改善支援事業（逗子市からの受託事業）

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じます。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、早期に生活

が再生されることを自立相談支援事業と連携し支援します。

5 フードドライブ事業

生活困窮者等の食料支援について市民・団体等と協働し、検討を進めるとともに、具体的な支援を状況に応じて実施します。生活相談を通して必要な方への支援、また、学校の長期休暇に合わせ、食べものに困っている家庭に対し、子ども食堂、民生委員児童委員協議会等と連携し、食料支援を実施します。フードドライブの受付窓口の拡充など、事業周知を図りながら、市民の理解を促進し、食料廃棄問題としての取組みも推進します。

6 生活支援事業

(1) 資金貸付事業

① 生活福祉資金貸付（神奈川県社協からの受託事業）

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員児童委員との連携による相談援助により、経済的な自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活をするように支援します。また、新型コロナウイルス感染症に関する各種特例貸付の借受人に対してフォローアップ支援を行います。

② たすけあい資金貸付

緊急時及び止むを得ない事情で、貸付を必要とする市民を対象に、一時的な生活費等の貸付を行い、市生活保護担当ケースワーカー等との連携により自立を支援します。

(2) 生活援護事業

① 災害援護

火災・風水害等の罹災世帯に対し、見舞金を支給します。

7 さくら貝サービス事業所

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護認定者が可能な限り居宅において、個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにマネジメントを行います。

逗子市、葉山町合同のケアマネジメント適正化推進事業へ積極的に参加し、サービスの質の向上に努めます。

(2) 居宅訪問介護サービス事業（介護保険事業）

要介護認定者の入浴、排泄、食事の介助をはじめ、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とし、可能な限り居宅において個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービス計画に従い、身体介護及び

生活援助サービスを行います。

介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、地域の高齢者の自助力の向上や介護予防へのサービスを行います。

また、日々培ってきた介護技術や視点を地域に還元するため、必要に応じて介護教室の開催や研修等への協力を積極的に実施していきます。

(3) 障害者総合支援事業

① 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び重度訪問介護事業に伴う身体介護、家事援助及び通院介助サービスを実施します。

② 移動支援サービス

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の登録事業所として屋外での移動に困難がある障がい者について、地域での自立生活及び社会参加が円滑にできるよう、外出時における移動介助サービスを適切に行います。

8 地域包括支援センター（逗子市からの受託事業）

(1) 総合相談支援業務

相談支援機関として、逗子市や関係機関等と連携を密にし、様々な相談について総合的に対応できる体制作りに取り組みます。また、高齢者支援では、ひとり暮らしの高齢者等に対し、心身状況や家庭環境等の実態把握を行い、必要に応じて支援等につなげる取り組みを実施します。

(2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる対象者に対し、逗子市および関係機関等と連携を図りながら権利侵害の予防及び対応、継続的な支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員に対する個別支援を行うとともに、ケアマネサロンの開催、地域ケア個別会議の開催、地域関係団体等との連携やインフォーマルサービスの情報提供等を通じ、ケアマネジメント支援を実施します。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

自らの選択に基づき、地域の中で生きがいや役割を持ち生活できることを目的に、多様なサービスが包括的、効果的に提供されるようマネジメントを行います。

(5) 認知症に関する取り組み

① 認知症の理解と対応の推進

認知症サポーター養成講座や研修会の開催、その他の周知活動により市民及び関係機関等への啓発を行います。

② 認知症高齢者や家族に対する支援

認知症高齢者を抱える家族会への支援を継続的に行います。また、認知症地域

支援推進員を中心として関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

③ おれんじカフェの運営

家族介護者支援や認知症の方の自己発信ができる居場所づくりのために「おれんじカフェ」（認知症カフェ）を家族会と協働して開催します。

(6) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を適時実施します。また、多職種と連携しながら、事例を集積することにより、課題分析および事業展開を進め、「地域包括ケア会議」に報告します。

(7) 生活支援コーディネーター（第2層）業務

地域の様々な課題を抱える高齢者に対して、生活支援コーディネーター（第1層）や事業主体と連携しながら、多様な取り組みをコーディネートします。日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

(8) 重層的支援体制整備事業

解決が難しい複雑化・複合化した相談ケースにおいて、相談支援包括化推進員が中心となり、他関係機関との連携・調整を進めます。（多機関協働事業・参加支援事業）

(9) アウトリーチを通じた継続支援事業

地域社会からの孤立が長期にわたる方や、支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届かない方に対して、働きかけ、状況を把握し支援につなげることを進めます。

1 法人運営事業

(1) 評議員会、理事会、監事会、苦情解決第三者委員会、法人運営部会、評議員選任・解任委員会

① 評議員会

議決機関として機能するとともに、本会の課題を共有し、法人運営、地域福祉推進事業への取り組みを行います。

② 理事会

法人運営および経営、事業推進の方針に基づく円滑な執行を行うとともに、理事の職務執行の監督、会長および副会長の選任・解任などを行います。

③ 監事会

法人の財務状況、事業の運営状況を監査するとともに、会計専門家による監査機能の充実を図ります。

④ 苦情解決第三者委員会

本会の事業に対し、寄せられた苦情等に対応するため、第三者委員会において、適切な対応を行います。

⑤ 法人運営部会

担当理事で構成する部会を開催し、法人運営及び財政課題等の課題解決を図ります。

⑥ 評議員選任・解任委員会

評議員の選任等について審議・決議します。

(2) 研修

① 役員等研修

理事・監事・評議員の機能強化を図るため、福祉の動向を的確に捉え、事業運営に反映させるための研修会等を実施します。

② 職員研修

職員のスキルアップと専門性向上のため、県社協等が開催する各種研修への参加促進を図るとともに、研修内容のフィードバックを積極的に行い、日常業務に反映させます。また、法人内研修を企画・実施します。

2 企画事業

(1) 企画

① 第6次強化計画の策定検討

第6次強化計画について、第5次強化計画の評価から、その後の計画策定の方角性の検討を進めます。

② 福祉功労者の表彰

地域福祉の推進に功労顕著な市民や福祉団体及び施設職員等に対し、表彰及び感謝の顕彰を行います。

③ 業務のスリム化

各業務の実施において環境面、コスト面等に配慮するとともに、ICTの活用により、業務の効率化を進めます。

その他 企画総務係・地域福祉推進係

- 1 逗子市福社会館管理運営事業（逗子市からの受託事業）
福社会館の指定管理者としての運営管理を適切に行います。
- 2 基金等運営事業
 - (1) あゆむ銀行の運営
本会に寄付のあった金品を、寄付者の主旨に沿い適正な配分等を行います。
 - (2) 福祉基金の運営
福祉基金の適正・効果的な運用を図るとともに、基金果実を地域福祉事業の財源として活用します。
- 3 車いす・イベント機器の貸出し
在宅生活支援のための車いす、地域福祉活動推進のためのイベント機器（テント・机・イス・印刷機等）を貸し出します。
- 4 社会福祉実習生の受け入れ
福祉人材の育成を目的に、近隣大学等からの依頼により、実習生を受け入れます。
- 5 駐車場管理運営事業
自主財源の確保や財政基盤を強化するために、小坪海浜地駐車場での月極駐車場の管理運営を行います。
- 6 その他
神奈川県共同募金会逗子市支会の事務局を担います。

用語説明

※(1) コミュニティソーシャルワークは、様々な福祉施設・機関・団体にあって、地域福祉活動を担当する者が、個別の生活課題を地域で支えあう「地域生活支援ネットワーク」を構築すること、必要に応じたインフォーマルサービスの開発などを行う支援活動です。従来の分野別、対象別のアプローチではなく、サービスを横断的に活用し、地域におけるサポートネットワーク形成を目指します。また、地域の様々な生活課題を的確に把握し、その要因を分析・評価し、適切なサービスへ結びつける役割が求められます。以上のような活動を担う者がコミュニティソーシャルワーカー（CSW）となります。